

平成16年度 私立大学等経常費補助金取扱要領 正誤表

誤	正
<p style="text-align: center;">私立大学等経常費補助金取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成10年 2月27日理事長裁定 平成17年 2月16日 最終改正</p> <p>4. 補助対象外法人等</p> <p>(4) (1) (ウ及びエを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人及び(2) (ア、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別記4に定めるところによる。</p> <p>別記4</p> <p style="text-align: center;">管理運営不適正により補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて</p> <p>4の(1) (イ及びウを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人(以下「補助対象外法人」という。)及び4の(2) (ア、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等(以下それぞれ「補助対象外大学等」又は「補助対象外学部等」という。)については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととし、速やかにその旨を当該学校法人に対して通知するものとする。</p> <p>ただし、補助対象外法人、補助対象外大学等又は補助対象外学部等(以下「補助対象外法人等」と総称する。)が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該学校法人に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められるものとして文部科学大臣の承認を受けたものについては、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとし、取扱いの基準を緩和した場合には、速やかにその旨を当該学校法人に対して通知するものとする。</p> <p>() 基準緩和法人で4の(1)のイ又はウに規定する事由に該当することとなったもの及び基準緩和大学等又は基準緩和学部等で4の(2)のア、オ又はキに規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金を交付しないこととする。</p> <p>() 基準緩和大学等又は基準緩和学部等で4の(2) (ア、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金から4の(2)から(4)の規定を適用することとする。</p>	<p style="text-align: center;">私立大学等経常費補助金取扱要領</p> <p style="text-align: center;">平成10年 2月27日理事長裁定 平成17年 2月16日 最終改正</p> <p>4. 補助対象外法人等</p> <p>(4) (1) (ウ及びエを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人及び(2) (ア、イ、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別記4に定めるところによる。</p> <p>別記4</p> <p style="text-align: center;">管理運営不適正により補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて</p> <p>4の(1) (イ及びウを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人(以下「補助対象外法人」という。)及び4の(2) (ア、イ、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することにより、補助金を交付しないこととされた私立大学等又は学部等(以下それぞれ「補助対象外大学等」又は「補助対象外学部等」という。)については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととし、速やかにその旨を当該学校法人に対して通知するものとする。</p> <p>ただし、補助対象外法人、補助対象外大学等又は補助対象外学部等(以下「補助対象外法人等」と総称する。)が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該学校法人に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められるものとして文部科学大臣の承認を受けたものについては、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとし、取扱いの基準を緩和した場合には、速やかにその旨を当該学校法人に対して通知するものとする。</p> <p>() 基準緩和法人で4の(1)のイ又はウに規定する事由に該当することとなったもの及び基準緩和大学等又は基準緩和学部等で4の(2)のア、イ、オ又はキに規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金を交付しないこととする。</p> <p>() 基準緩和大学等又は基準緩和学部等で4の(2) (ア、イ、オ及びキを除く。)に規定する事由に該当することとなったものについては、当該年度に係る補助金から4の(2)から(4)の規定を適用することとする。</p>